

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

審査資料

【高浜発電所 1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンの
保管場所変更に伴う変更】

関西電力株式会社

高浜発電所 原子炉施設保安規定

(1) 高浜発電所 1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンの保管場所 変更に伴う変更

高浜発電所 1号炉及び2号炉の使用済燃料ピットに貯蔵している減容したバーナブルポイズン（以下、「減容B P」という。）をB蒸気発生器保管庫（以下、「B-S G保管庫」という。）へ運搬して保管するとともに、減容B Pの保管に際し、B-S G保管庫内的一部の固体廃棄物を外部遮蔽壁保管庫に運搬することから、関連する保安規定条文の変更を行う。

（変更）

- ・第100条の2（放射性固体廃棄物の管理）

以 上

目 次

資料1：保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

2：上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針

3：上流文書（設計及び工事計画）から保安規定への記載方針

高浜発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

(保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針)

関西電力株式会社

目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

- ① 実用炉規則第92条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下、「保安規定審査基準」という。)に定める基準に適合すること。
- ② 原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、審査基準等が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては変更有無欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行う。

また、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、条文単位で該当するものについては、変更有無欄にどの実用炉規則要求で変更するかを【○○関連にて変更】と明示する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された「審査基準等一保安規定条文の変更」について、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「保安規定の記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準(2次文書等)の変更概要を記載する。

なお、上述②の観点をご説明するためには、記載の妥当性を示す必要があるが、本表内で説明しきれない部分については、「補足説明資料」を添付する。

補足説明資料

変更内容の詳細事項が「保安規定変更に係る基本方針」に基づく記載であることを説明する。

また、法令、上流規制等の要求があるものについては、それらと対比し、法令、上流規制等に従った内容であることを示す。

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条文に該当する保安規定審査基準を示す。

：主要な変更対象の項目

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令および本規定の遵守
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の2	関係法令および本規定の遵守
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条	品質マネジメントシステム計画
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第5条	保安に関する職務
	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第9条	原子炉主任技術者の選任
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第3条 第5条 第6条 第8条 第9条 第10条	品質マネジメントシステム計画 保安に関する職務 原子力発電安全委員会 原子力発電安全運営委員会 原子炉主任技術者の選任 原子炉主任技術者の職務等
実用炉規則第92条第1項第4号、5号、6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第9条	原子炉主任技術者の選任
	4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切	第3条 第8条	品質マネジメントシステム計画 原子力発電安全運営委員会

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 7 号 【保安教育】	に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第 9 条の 2 電気主任技術者および ボイラー・タービン主任技術者の選任	—
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第 10 条の 2 電気主任技術者および ボイラー・タービン主任技術者の職務等	—
		第 8 条 原子力発電安全運営委員会	—
		第 10 条 原子炉主任技術者の職務等	—
		第 10 条の 2 電気主任技術者および ボイラー・タービン主任技術者の職務等	—
	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第 131 条 所員への保安教育	—
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第 132 条 請負会社従業員への保安教育	—
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第 131 条 所員への保安教育	—
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第 132 条 請負会社従業員への保安教育	—
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 131 条 所員への保安教育	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イからハ まで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第 13 条 運転員等の確保	—
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第 13 条の 2 運転管理業務	—
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第 15 条 運転管理に関する社内標準の作成	—
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第 16 条 引継	—
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第 13 条の 2 運転管理業務	—
		第 17 条 原子炉起動前の確認事項	—
		第 18 条 火災発生時の体制の整備	—
		第 18 条の 2 内部溢水発生時の体制の整備	—
		第 18 条の 2 の 2 火山影響等発生時の体制の整備	—
		第 18 条の 3 その他自然災害発生時等の体制の整備	—
		第 18 条の 3 の 2 有毒ガス発生時の体制の整備	—
		第 18 条の 4 資機材等の整備	—
		第 18 条の 5 重大事故等発生時の体制の整備	—
		添付 2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3 および第 18 条の 3 の 2 関連)	—
		添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)	—
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第 19 条 水質管理	—
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCO を逸脱していないことの確認（以下「サーバイランク」という。）の実施方法及び頻度、LCO を逸脱した場合に要求	第 20 条 停止余裕	—
		第 21 条 臨界ボロン濃度	—
		第 22 条 減速材温度係数	—
		第 23 条 制御棒動作機能	—
		第 24 条 制御棒の挿入限界	—
		第 25 条 制御棒位置指示	—

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文	変更有無
される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第 26 条	炉物理検査 一モード 1-	—
	第 27 条	炉物理検査 一モード 2-	—
	第 28 条	化学体積制御系（ほう 酸濃縮機能）	—
	第 29 条	原子炉熱出力	—
	第 30 条	熱流束熱水路係数 ($F_{\Delta H}$)	—
	第 31 条	核的エンタルビ上昇熱 水路係数 ($F_{\Delta H}^n$)	—
	第 32 条	軸方向中性子束出力偏 差	—
	第 33 条	1/4 炉心出力偏差	—
	第 34 条	計測および制御設備	—
	第 35 条	DNB 比	—
	第 36 条	1 次冷却材の温度・圧 力および 1 次冷却材温 度変化率	—
	第 37 条	1 次冷却系 一モード 3 —	—
	第 38 条	1 次冷却系 一モード 4 —	—
	第 39 条	1 次冷却系 一モード 5 (1 次冷却系満水) —	—
	第 40 条	1 次冷却系 一モード 5 (1 次冷却系非満水) —	—
	第 41 条	1 次冷却系 一モード 6 (キャビティ高水位) —	—
	第 42 条	1 次冷却系 一モード 6 (キャビティ低水位) —	—
	第 43 条	加圧器	—
	第 44 条	加圧器安全弁	—
	第 45 条	加圧器逃がし弁	—
	第 46 条	低温過加圧防護	—
	第 47 条	1 次冷却材漏えい率	—
	第 48 条	蒸気発生器細管漏えい 監視	—
	第 49 条	余熱除去系への漏えい 監視	—
	第 50 条	1 次冷却材中のよう素 131 濃度	—
	第 51 条	蓄圧タンク	—
	第 52 条	非常用炉心冷却系 一 モード 1、2 および 3—	—
	第 53 条	非常用炉心冷却系 一 モード 4—	—
	第 54 条	燃料取替用水タンク	—
	第 55 条	ほう酸注入タンク	—
	第 56 条	原子炉格納容器	—
	第 57 条	原子炉格納容器真空逃 がし系	—
	第 58 条	原子炉格納容器スプレ イ系	—
	第 59 条	アニュラス空気浄化系	—
	第 60 条	アニュラス	—
	第 61 条	主蒸気安全弁	—
	第 62 条	主蒸気隔離弁	—
	第 63 条	主給水隔離弁、主給水 制御弁および主給水バ イパス制御弁	—
	第 64 条	主蒸気逃がし弁	—
	第 65 条	補助給水系	—
	第 66 条	復水タンク	—
	第 67 条	原子炉補機冷却水系	—
	第 68 条	原子炉補機冷却海水系	—
	第 68 条の 2	津波防護施設	—
	第 69 条	制御用空気系	—
	第 70 条	中央制御室非常用循環 系	—
	第 71 条	安全補機室空気浄化系	—
	第 72 条	燃料取扱建屋空気浄化 系	—
	第 73 条	外部電源	—

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)		保安規定条文	変更有無
	8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が發揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第 74 条 ディーゼル発電機 一モード1、2、3および4一	—
	9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第 75 条 ディーゼル発電機 一モード1、2、3および4以外一	—
	10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第 76 条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	—
	11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 77 条 非常用直流電源 一モード1、2、3および4一	—
	12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第 78 条 非常用直流電源 一モード5、6および照射済燃料移動中一	—
		第 79 条 所内非常用母線 一モード1、2、3および4一	—
		第 80 条 所内非常用母線 一モード5、6および照射済燃料移動中一	—
		第 81 条 1 次冷却材中のほう素濃度 一モード6一	—
		第 82 条 原子炉キャビティ水位	—
		第 83 条 原子炉格納容器貫通部	—
		第 84 条 使用済燃料ピットの水位および水温	—
		第 85 条 重大事故等対処設備	—
		第 85 条の 2 特重施設を構成する設備	—
		第 86 条 1 次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—
		第 86 条の 2 安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—
		第 87 条 運転上の制限の確認	—
実用炉規則第92条第1項第8号二 【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第 88 条 運転上の制限を満足しない場合	—
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第 90 条 運転上の制限に関する記録	—
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。	第 13 条の 2 運転管理業務	—
		第 91 条 異常時の基本的な対応	—
		第 92 条 異常時の措置	—
		第 93 条 異常収束後の措置	—
		添付 1 異常時の運転操作基準（第92条関連）	—
		第 89 条 予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	—
		第 12 条 構成および定義	—
		第 19 条の 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	—
		第 12 条の 2 原子炉の運転期間	—
		第 97 条 燃料の取替等	—
		—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいざれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第5・5条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第8・2条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第130619号（平成25年6月19日原原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第5・5条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	7. 運転期間が1・3月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
実用炉規則第92条第1項第8号ホ【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条 第8条	原子力発電安全委員会 原子力発電安全運営委員会	— —
実用炉規則第92条第1項第9号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第105条の2 添付4	管理区域の設定・解除 管理区域図（第105条の2および第106条関連）	— —
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第106条 添付4	管理区域内における区域区分 管理区域図（第105条の2および第106条関連）	— —
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第107条	管理区域内における特別措置	—
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第108条	管理区域への出入管理	—
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第108条	管理区域への出入管理	—
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第109条	管理区域出入者の遵守事項	—
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第116条 第117条	管理区域外等への搬出および運搬 発電所外への運搬	— —
	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第110条 添付5	保全区域 保全区域図（第110条関連）	— —
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第111条	周辺監視区域	—
	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第118条	請負会社の放射線防護	—
	11. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第119条 第101条 第102条	頻度の定義 放射性液体廃棄物の管理 放射性気体廃棄物の管理	— — —
実用炉規則第92条第1項第10号【排気監視設備及び排水監視設備】				

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理办法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理办法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	—
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受けた線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受けた線量を管理することが定められていること。 3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第112条 第2条 第105条 第113条 第114条 第116条 第116条 第117条	放射線業務従事者の線量管理等 基本方針 放射線管理に係る基本方針 床・壁等の除染 外部放射線に係る線量当量率等の測定 管理区域外等への搬出および運搬 管理区域外等への搬出および運搬 発電所外への運搬	— — — — — — — —
	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	—
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項については、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第100条の3 第100条の4 第104条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理 事故由来放射性物質の降下物の影響確認 頻度の定義	— — —
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第105条の2 第106条 第109条 第113条 第116条 添付3	管理区域の設定・解除 管理区域内における区域区分 管理区域出入者の遵守事項 床・壁等の除染 管理区域外等への搬出および運搬 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	— — — — — —
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。 2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理办法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第103条 第115条	放出管理用計測器の管理 放射線計測器類の管理	— —
	[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	—	—	—
実用炉規則第92条第1項第13号【核燃料物質の受扱、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する	第94条 第95条 第98条 第99条 第94条	新燃料の運搬 新燃料の貯蔵 使用済燃料の貯蔵 使用済燃料の運搬 新燃料の運搬	— — — — —

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められているてもよい。	第99条	使用済燃料の運搬	—
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行なった上で燃料装荷実施計画を定めるこど及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第97条	燃料の取替等	—
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に關し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第100条の2	放射性固体廃棄物の管理	有
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められているてもよい。	第100条の2 第100条の5	放射性固体廃棄物の管理 輸入廃棄物の管理	【実用炉規則第92条第1項第14号（保安規定審査基準第1項）関連にて変更】 —
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第101条	放射性液体廃棄物の管理	—
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第102条	放射性気体廃棄物の管理	—
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第114条の2	平常時の環境放射線モニタリング	—
	7. A L A R Aの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第2条 第100条 第104条	基本方針 放射性廃棄物管理に係る基本方針 頻度の定義	— — —
実用炉規則第92条第1項第15号 【非常の場合に講すべき措置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。 4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第121条 第122条 第123条 第123条 第124条 第126条	原子力防災組織 原子力防災要員 原子力防災資機材等の整備 原子力防災資機材等の整備 通報経路 通報	— — — — — —
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 （1）緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 （2）緊急作業についての訓練を受けた者であること。 （3）実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第121条 第127条 第128条 第129条 第122条の2	原子力防災組織 原子力防災体制等の発令 応急措置 緊急時における活動 緊急作業従事者の選定	— — — — —
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講すべき処置に關し、適切な内容が定められていること。	第129条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第1項第16号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第130条	原子力防災体制等の解除	—
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第125条	原子力防災訓練	—
	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	—	—	—
	(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	—	—	—
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第18条	火災発生時の体制の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連)	—
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連)	—
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関するこを含む。）に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	第18条の5	重大事故等発生時の体制の整備	—
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連)	—
	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。	第18条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	—
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連)	—
	(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。	—	—	—

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)		保安規定条文	変更有無
	<p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）について記載を要しない。</p>	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)
	<p>ロ 大規模損壊発生時</p> <p>定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p>	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)
	<p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に係ること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年 1 回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p>	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)
	<p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p>	第 18 条	火災発生時の体制の整備
		第 18 条の 2	内部溢水発生時の体制の整備
		第 18 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体制の整備
		第 18 条の 3	その他自然災害発生時の体制の整備
		第 18 条の 3 の 2	有毒ガス発生時の体制の整備
		第 18 条の 4	資機材等の整備
		第 18 条の 5	重大事故等発生時の体制の整備
		第 18 条の 6	大規模損壊発生時の体制の整備
		添付 2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3 および第 18 条の 3 の 2 関連)
		添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)
	<p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)
	<p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)
実用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に關し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 133 条	記録
		第 3 条	品質マネジメントシステム計画

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号 【発電用原子炉施設の施設管理】	2. 実用炉規則第 67 条に定める記録について、その記録の管理に関する事項（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第 133 条	記録
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第 134 条	報告
	4. 特に、実用炉規則第 134 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 134 条	報告
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 134 条	報告
	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規発第 1912257 号－7（令和元年 1 月 25 日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第 14 条 第 120 条 第 120 条の 2 第 120 条の 3	巡視点検 施設管理計画 設計管理 作業管理
実用炉規則第 92 条第 1 項第 19 号 【技術情報の共有】	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関する事項については、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第 82 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第 120 条の 6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針
	3. 運転を開始した日以後 30 年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	添付 6	長期施設管理方針（第 120 条の 6 関連）
	4. 実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関する事を変更しようとする場合（実用炉規則第 82 条第 1 項から第 3 項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第 4 項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第 82 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の評価の結果又は第 4 項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	—	〔手続きに関する事項であり保安規定には記載なし〕
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	添付 6	長期施設管理方針（第 120 条の 6 関連）
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事が定められていること。	第 120 条の 4	使用前事業者検査の実施
	7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第 120 条の 5 第 96 条	定期事業者検査の実施 燃料の検査
	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会、PWR 事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第 120 条	施設管理計画
実用炉規則第 92 条第 1 項第 20 号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画
実用炉規則第 92 条第 1 項第 21 号 【その他必要な事項】	1. 日常の QMS に係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 1 条	目的
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第 1 条	目的

3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

項目	説明内容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「 <u>黒字（赤下線）</u> 」により、保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書（2次文書等）他に記載しない場合の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書等）を記載する。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書等）の具体的な記載内容を記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉規則第92条第1項第1号	
		記載すべき内容	記載の考え方
第92条(保安規定) 第1項 法第四十三条の三の二十九 四第一項の規定による保 安規定の認可を受けよう とする者は、認可を受けよう とする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事 項について保安規定を定 め、これを記載した申請 書を原子力規制委員会に 提出しなければならな い。	【関係法令及び保安規定の遵 守のための体制】 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制の遵守(経営責任者の関与を含む。)に関する事項については、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するこ と。	(関係法令および本規定の遵守) 第2条の2 (品質マネジメントシステム計画) 第3条	【変更なし】 【変更なし】
二 品質マネジメントシ ステムに関するこ と (品質管理基準規則第 五条第4号に規定する 手順書等(第三項第二 号及び第三号において 単に「手順書等」とい う。)の保安規定上の 位置付けに関するこ とを含む。)	【品質マネジメントシステ ム】 1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」とい う。)については、原子炉等 規制法第43条の3の5第 1項又は第43条の3の8 第1項の許可(以下単に 「許可」という。)を受けた ところによるものであり、 かつ、原子力施設の保安の ための業務に係る品質管 理に必要な体制の基準に關す る規則(令和2年原子力規 制委員会規則第2号)及び 原子力施設の保安のための 業務に係る品質管理に必要 な体制の基準に關する規則 の解釈(番号(原規規發第 1912257号-2(令 和元年12月25日原子力 規制委員会決定))を踏まえ て定められていること。 2. 具体的には、保安活動の 計画、実施、評価及び改善 に係る組織及び仕組みにつ いて	(品質マネジメントシステム計画) 第3条	(品質マネジメントシステム計画) 第3条

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設受保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
	いて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できること。また、その内容は、原子力安全に対する重き度を応じて、その適用の程度を合理的かつ組織的の構成に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	【変更なし】		
3 . その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	(品質マネジメントシステム計画) 第3条	【変更なし】		
4 . 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	(品質マネジメントシステム計画) 第3条	【変更なし】		
三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)。	実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】			
1 . 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び職務内容が定められていること。	(保安に関する組織) 第4条 (保安に関する職務) 第5条	【変更なし】 【変更なし】		
2 . 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のためには、講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	(保安に関する組織) 第4条 (保安に関する職務) 第5条	【変更なし】 【変更なし】		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定への記載内容	
		記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
四 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織と（次号に掲げるものを除く。）。	実用炉規則第92条第1項第4号、5号、6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	第5条 【変更なし】	
五 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十七号）第四十一条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十三条第一号から第十三条第三号までに掲げる種類の主任技術者）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行なう上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関するること。	1. 発電用原子炉の運転に關し、保安の監督を行なう義務を負う主任技術者の選任について定められていくこと。 2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉規制法第43条の3の26第2項において運用する第42条第1項に規定する要件を満たすこととを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に從事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行なう指示に従うこととを含む。）について適切に定められていること。 また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行なう上で、必要な雇用及び組織上の位置付けがなされていること。 3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。 4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行なう上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。	(品質マネジメントシステム計画) 第3条 【変更なし】 (品質マネジメントシステム計画) 第5条 【変更なし】 (原子力発電安全委員会) 第6条 【変更なし】 (原子力発電安全運営委員会) 第8条 【変更なし】 (原子炉主任技術者の職務等) 第9条 【変更なし】 (原子炉主任技術者の職務等) 第10条 【変更なし】 (品質マネジメントシステム計画) 第3条 【変更なし】 (原子力発電安全運営委員会) 第8条 【変更なし】	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設受保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
	件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められたこと。(原子炉主任技術者の運任) 第9条の2	【変更なし】		
	及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	【変更なし】		
5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	(原子力発電安全運営委員会) 第8条	【変更なし】		
	(原子炉主任技術者の職務等) 第10条	【変更なし】		
	(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第10条の2	【変更なし】		
七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関するもの	実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】			
イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関するもの	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(後路を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。	(所員への保安教育) 第131条	【変更なし】	
ロ 保安教育の内容に關することであつて次に掲げるもの	(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 (2) 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 (3) 放射線管理に関すること。 (4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 (5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。	(請負会社従業員への保安教育) 第132条	【変更なし】	
ハ その他登用原子	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認すること。 4. 燃料取替に関する業務の	(所員への保安教育) 第131条 (請負会社従業員への保安教育) 第132条	【変更なし】 【変更なし】	
		(請負会社従業員への保安教育)		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設受保安規定への記載内容		
		原子炉施設受保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
炉施設に係る保安教育に關しな必要的事項	補助及び放射性廃棄物取扱設備に關する業務の補助を當行する従業員に於いては、當該業務に係る保安教育を實施することが定められていること。	第132条 【変更なし】		
5. 保安教育の内容について、關係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	(所員への保安教育) 第131条 【変更なし】			
八 発電用原子炉施設の運転に関するもの	【発電用原子炉施設の運転に係る組織内規程を定めること。】 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に關すること。 発電用原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異状があつた場合の措置に關すること (第十五号に掲げるものを除く。)。	第92条第1項第8号イから今まで 【発電用原子炉施設の運転に關する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等】		
イ 発電用原子炉の運転を行つて、次に掲げるもの	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。 2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を定められたこと。 ハ 異状があつた場合の措置に關すること (第十五号に掲げるものを除く。)。	第92条第1項第8号イから今まで 【発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保】 第13条 【変更なし】		
2. 発電用原子炉の運転を行つて、次に掲げるもの	【運転管理業務】 第13条の2 【変更なし】			
3. 発電用原子炉の運転を行つて、次に掲げるもの	【運転管理に関する社内標準の作成】 第15条 【変更なし】			
4. 発電用原子炉の運転を行つて、次に掲げるもの	【引継】 第16条 【変更なし】			
5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものと含む)等の発生時に備べき措置について定められていること。	【運転管理業務】 第13条の2 【変更なし】			
	(原子炉起動前の確認事項) 第17条 【変更なし】			
	(火災発生時の体制の整備) 第18条 【変更なし】			
	(内部溢水発生時の体制の整備) 第18条の2 【変更なし】			
	(火山影響等発生時の体制の整備)			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
	第18条の2の2 (その他自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3	【変更なし】		
	第18条の3の2 (有毒ガス発生時の体制の整備)	【変更なし】		
	第18条の4 (資機材等の整備)	【変更なし】		
	第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)	【変更なし】		
	添付2 水災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連)	【変更なし】		
	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連)	【変更なし】		
6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	(水質管理) 第19条	【変更なし】		
7. 発電用原子炉施設の重要な機能について、安全機能を有する系統及び機器、重	第20条～第86条の2	【変更なし】		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
	大事故等対処設備（特定重大事故等対処設備を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。			
8. サーベイランスの実施方法について、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	(運転上の制限の確認) 第87条 【変更なし】			
9. LCOを逸脱した場合にについて、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	(運転上の制限を満足しない場合) 第88条 【変更なし】			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		
		原子炉運転上の制限に関する記録	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
10. LCOに係る記録の作成について定めていること。	(運転上の制限に関する記録) 第90条	【変更なし】	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超えるなどの異状があつた場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	(運転管理業務) 第13条の2 (異常時の基本的な対応) 第91条 (異常時の措置) 第92条 (異常収束後の措置) 第93条	【変更なし】 【変更なし】 【変更なし】 【変更なし】	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合は、当該保全作業が限定され、原則としてATO内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA : Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合) 第89条	【変更なし】	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
二 発電用原子炉の運転期間に関すること。	実用炉規則第92条第1項第8号二 【発電用原子炉の運転期間】 1. 発電用原子炉の運転期間 （原子炉の運転期間） の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められ	【変更なし】 【変更なし】 【変更なし】	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
	2. 取替炉心の安全性評価を行うこと。	(燃料の取替等) 第97条	【変更なし】	
3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとすることは、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。	【手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし】			
4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、	【手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし】			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設受保安規定	
		記載すべき内容	記載の考え方
「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306号)(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)を参考として記載していること。	【運転期間の延長は実施していないことから、該当なし】		該当規定文書 記載内容の概要
5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	【運転期間の延長は実施していないことから、該当なし】		該当規定文書 記載内容の概要
6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長すること。	【運転期間の延長は実施していないことから、該当なし】		該当規定文書 記載内容の概要
7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	【運転期間の延長は実施していないことから、該当なし】		該当規定文書 記載内容の概要
8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後ににおいても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	【運転期間の延長は実施していないことから、該当なし】		該当規定文書 記載内容の概要
ホ. 炙電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。	実用炉規則第92条第1項第8号示 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	(原子力発電安全委員会) 第6条 【変更なし】	該当規定文書 記載内容の概要
	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び後発用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	(原子力発電安全運営委員会) 第8条 【変更なし】	該当規定文書 記載内容の概要
九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設立並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。	実用炉規則第92条第1項第9号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】 1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区	(管理区域の設定・解除) 第105条の2	該当規定文書 記載内容の概要

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容 【変更なし】	記載の考え方	
	別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	添付4 管理区域図（第105条の2および第106条関連） 【変更なし】		
2 . 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空中中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	(管理区域内における区域区分) 第106条 【変更なし】 添付4 管理区域図（第105条の2および第106条関連） 【変更なし】			
3 . 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る総量・当量率・空気中の放射性物質密度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	(管理区域内における特別措置) 第107条 【変更なし】			
4 . 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	(管理区域への出入管理) 第108条 【変更なし】			
5 . 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	(管理区域への出入管理) 第108条 【変更なし】			
6 . 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	(管理区域出入者の遵守事項) 第109条 【変更なし】			
7 . 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	(管理区域外等への搬出および運搬) 第116条 (発電所外への運搬) 第117条 【変更なし】			
8 . 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	(保全区域) 第110条 【変更なし】 添付5 保全区域図（第110条関連） 【変更なし】			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載方		
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないよう制限するためには講すべき措置が定められていること。	(周辺監視区域) 第111条	【変更なし】			
10. 俊務を供給する事業者に対して遵守させる事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	(請負会社の放射線防護) 第118条	【変更なし】			
	(頻度の定義) 第119条	【変更なし】			
十一 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	実用炉規則第92条第1項第10号 【排気監視設備及び排水監視設備】	(放射性液体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出物質に関する設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	(放射性液体廃棄物の管理) 第101条 (放射性気体廃棄物の管理) 第102条	【変更なし】 【変更なし】	
		2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものとの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	1. の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし】		
十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、算量限度を超えないための措置	(放射線業務従事者の線量管理等) 第112条	【変更なし】	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定への記載内容	
		記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	人線量計の管理の方法を含む。) が定められていること。		
2 . 国際放射線防護委員会(I C R P) が 1 9 7 7 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable) 以 下「 A L A R A 」という。精神にのつとり、放射線業務従事者が受けける線量を管理することが定められていること。	(基本方針) 第2条 (放射線管理に係る基本方針) 第105条	【変更なし】 【変更なし】	
3 . 実用炉規則第 7 8 條に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	(床・壁等の除染) 第113条	【変更なし】	
4 . 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第114条	【変更なし】	
5 . 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	(管理区域外への搬出および運搬) 第116条	【変更なし】	
6 . 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所以外への運輸に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に含まれるものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運輸に關する事項と併せて定められている。	(管理区域外への搬出および運搬) 第116条 (発電所外への運搬) 第117条	【変更なし】 【変更なし】	
7 . 原子炉等規制法第 6 1 案の2第2項により認可を受けた場合には、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けるとする物に含まれる放射	【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
8. 放射性廃棄物	性質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められている。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められている。	(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第100条の3 (事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第100条の4 (頻度の定義) 第104条 (指示) (平成20・0・4・21原院第1号 (平成20年5月27日原子力安全・保安院制定 (NISA-111a-08-1))) を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められているよ。	【変更なし】 【変更なし】 【変更なし】 【変更なし】	
9. 汚染拡大防止	放射線防護上、必要な措置が定められていること。	(管理区域の設定・解除) 第105条の2 (管理区域内における区域区分) 第106条 (管理区域出入者の遵守事項) 第109条 (床・壁等の除染) 第113条 (管理区域外等への搬出および運搬) 第116条 添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連) 【変更なし】		
十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の	実用炉規則第92条第1項第12号			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則 方法に関すること。	保安規定審査基準 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	原子炉施設保安規定への記載内容	
		原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方
	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	〔放出管理用計測器の管理〕 第103条 〔放射線計測器類の管理〕 第115条	【変更なし】 【変更なし】
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理办法の一部署等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	〔1. の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし〕	
十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	実用炉規則第92条第1項第13号【核燃料物質の受け、運搬、貯蔵等】	〔新燃料の運搬〕 第94条 〔新燃料の貯蔵〕 第95条 〔使用済燃料の運搬〕 第98条 〔使用済燃料の貯蔵〕 第99条	【変更なし】 【変更なし】 【変更なし】 【変更なし】
	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	〔新燃料の運搬〕 第94条 〔新燃料の貯蔵〕 第95条 〔使用済燃料の運搬〕 第98条 〔使用済燃料の貯蔵〕 第99条	
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていること。	〔新燃料の運搬〕 第94条 〔使用済燃料の運搬〕 第99条	【変更なし】 【変更なし】
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行つた上	〔燃料の取替等〕 第97条	【変更なし】

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設受保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
十四 放射性廃棄物の管理（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目として定められること。	（放射性固体廃棄物の管理）第100条の2 各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵する。 〔中略〕 (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等の原子炉保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子炉保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去了した鉄筋コンクリートの離固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が蒸気発生器保管車に保管する。さらに、1号炉および2号炉の減容したバーナブルボイズンは、原子燃料課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が蒸気発生器保管車に保管する。 〔中略〕 (6) 1号炉および2号炉の外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコングリート、鉄筋および埋め込み金物は、土木建築課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が外部遮蔽壁保管庫に保管する。また、1号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子燃料課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子燃料保管庫に保管する。	（放射性廃棄物の管理）第100条の2 各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められたバーナブルボイズンは、原子燃料保管課長が蒸気発生器保管車に保管する。 〔中略〕 ・1号炉および2号炉の減容したバーナブルボイズンおよび1号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の蒸気発生器上部ふた等は、原子燃料保管課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去了した鉄筋コンクリートの離固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が蒸気発生器保管車に保管する。 〔補足説明資料一参考照〕 ・放射性廃棄物管理通達（2次文書）に紐づく3次文書について、1号炉および2号炉の減容したバーナブルボイズンおよび1号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去了した鉄筋コンクリートの離固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が蒸気発生器保管車に保管する。 〔中略〕 ・原子力発電所放電管・化学生理業務要綱 ・高浜発電所放電管業務所則 ・放射線管理業務所則	（放射性固体廃棄物の管理）第100条の2 各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められたバーナブルボイズンおよび1号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の蒸気発生器上部ふた等は、原子燃料保管課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去了した鉄筋コンクリートの離固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が蒸気発生器保管車に保管する。 〔中略〕 ・放射性廃棄物管理通達（2次文書）に紐づく3次文書について、1号炉および2号炉の減容したバーナブルボイズンおよび1号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去了した鉄筋コンクリートの離固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が蒸気発生器保管車に保管する。 〔中略〕 ・原子力発電所放電管・化学生理業務要綱 ・高浜発電所放電管業務所則 ・放射線管理業務所則
十四 放射性廃棄物の管理（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の管理】 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に關し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	（放射性固体廃棄物の管理）第100条の2 各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵する。 〔中略〕 (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等の原子炉保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去了した鉄筋コンクリートの離固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が蒸気発生器保管車に保管する。 〔中略〕 (6) 1号炉および2号炉の外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコングリート、鉄筋および埋め込み金物は、土木建築課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が外部遮蔽壁保管庫に保管する。また、1号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子燃料保管庫に保管する。	（放射性固体廃棄物の管理）第100条の2 各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められたバーナブルボイズンおよび1号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去了した鉄筋コンクリートの離固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が蒸気発生器保管車に保管する。 〔中略〕 ・放射性廃棄物管理通達（2次文書）に紐づく3次文書について、1号炉および2号炉の減容したバーナブルボイズンおよび1号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去了した鉄筋コンクリートの離固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放電管容器上部ふた等は、原子燃料保管課長が蒸気発生器保管車に保管する。 〔中略〕 ・原子力発電所放電管・化学生理業務要綱 ・高浜発電所放電管業務所則 ・放射線管理業務所則	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	
		記載すべき内容	記載の考え方
	(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限することとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。		該当規定文書
	(6) 車両を徐行させること。		記載内容の概要
	(7) 核燃料物質等の取扱いに関する知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。		
	6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の検量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。(ただし、第10.6条第1項(1)に定める区域から輸出する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。)		
	7. 放射線管理課長は、各廻(室)長が管理区域内で第10.6条第1項(1)に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。		
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性液体廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	(放射性固体廃棄物の管理) 第1.0.0条の2 【実用炉規則第92条第1項第14号(保安規定審査基準第1項) 関連にて変更】 (輸入廃棄物の管理) 第1.0.0条の5 【変更なし】		
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に係る体積が構築されていること。なお、この事項は、第1.1号及び第1.3号における運搬に関する事項と併せて定められているよ。	(放射性固体廃棄物の管理) 第1.0.0条の2 【実用炉規則第92条第1項第14号(保安規定審査基準第1項) 関連にて変更】		
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理制度並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	(放射性液体廃棄物の管理) 第1.0.1条 【変更なし】		
5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	(放射性気体廃棄物の管理) 第1.0.2条 【変更なし】		
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について、	(平常時の環境放射線モニタリング) 第1.1.4条の2 【変更なし】		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	
		記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
7. A LARAの精神にのつとり、排気、排水等を管理すること。	て定められていること。 (基本方針) 第2条	記載すべき内容	記載の考え方
	(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第100条	【変更なし】	
十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。	実用炉規則第92条第1項第15号 【非常の場合に講ずべき措置】	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	(原子力防災組織) 第121条	記載の考え方
		(原子力防災要員) 第122条	【変更なし】
		(原子力防災資機材等の整備) 第123条	【変更なし】
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	(原子力防災資機材等の整備) 第123条	記載の考え方
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	(通報経路) 第124条	記載の考え方
		(通報) 第126条	【変更なし】
	4. 緊急事態の発生をもつてその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	(原子力防災組織) 第121条	記載の考え方
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時ににおける活動を実施することが定められていること。	(原子力防災体制等の発令) 第127条 (応急措置)	【変更なし】

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用規則 規則	保安規定審査基準 基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
	められていること。	第128条 (緊急時における活動) 第129条	【変更なし】 【変更なし】	
6.	次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に從事させることとが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250 mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	緊急作業従事者の選定) 第122条の2	【変更なし】	
7.	放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む)。緊急作業を行った放射線業務従事者に対する健康診断を受診させると等の非常の場合に講ずべき処置に関する内容が定められていること。	緊急作業従事者の線量管理等) 第129条の2	【変更なし】	
8.	事象が収束した場合は、緊急体制を解除することが定められていること。	(原子力防災体制等の解除) 第130条	【変更なし】	
9.	防災訓練の実施頻度について定められていること。	(原子力防災訓練) 第125条	【変更なし】	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設受保安規定		
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。	実用炉規則第92条第1項第16号 【設計想定事象等に係る整電用原子炉施設の保全に関する措置】			
	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従つて必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防更員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関するこど。			
	(火災発生時の体制の整備) 第18条	【変更なし】		
	添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連)		【変更なし】	
	(火山現象による影響) 第18条の2の2	【変更なし】		
	添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連)		【変更なし】	
	口 火山現象による影響(影響が発生するおそれを持む。以下「火山影響等」という。) ① 火山影響等発生時ににおける非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の重心を冷却するためには設備の機能を維持するための対策に關すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		
		原子炉施設保安規定 の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	記載すべき内容 （重大事故等発生時の体制の整備）	記載の考え方 【変更なし】
ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	① 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止すること。 ③ 重大事故等発生時ににおける使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時ににおける燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるもの）発生時ににおける特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に關することを含む。）に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスから運転員等の防護に関すること。	（重大事故等発生時の体制の整備） 第18条の5 【変更なし】	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模損壊（以下「大規模損壊」という。）	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	① 大規模損壊発生時ににおける大規模な火災が発生した場合における	（大規模損壊発生時の体制の整備） 第18条の6 【変更なし】	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
	消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時ににおける炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時ににおける原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時ににおける施用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ⑤ 大規模損壊発生時ににおける放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時ににおける特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。			
	(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時ににおけるそれぞれの措置に係る手順については、それこれら次に掲げるとおりとするところ。			
イ 重大事故等発生時	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6開運)		【変更なし】	
① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対応することを妨げるものでないこと。 ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方方が				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設受保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
	定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代蓄槽冷却系又は格納容器再循環系ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。			
(3) 指置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等(②)に関するもの(除く。)については記載を要しない。	□ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する柔軟に対応することを妨げるものでないこと。	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6 関連) 【変更なし】		
(3) 必要な機能を維持するための活動を行うう要員に対する教育及び訓練に關する事と。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時ににおける発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うう要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施することとしており、施設の使用を開始するに当たつて必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6 関連) 【変更なし】			
(4) 必要な機能を維持するための活動を行ううために必要な電源車、消防自動車	(火災発生時の体制の整備) 第18条	【変更なし】		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
	車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	(内部溢水発生時の体制の整備) 第18条の2	【変更なし】	
		(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の2の2	【変更なし】	
		(その他自然災害発生時の体制の整備) 第18条の3	【変更なし】	
		(有毒ガス発生時の体制の整備) 第18条の3の2	【変更なし】	
		(資機材等の整備) 第18条の4	【変更なし】	
		(重大事故等発生時の体制の整備) 第18条の5	【変更なし】	
		(大規模損壊発生時の体制の整備) 第18条の6	【変更なし】	
		添付2 水災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連)		
		添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6 関連)	【変更なし】	
		(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うためには必要な体制を整備すること。	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6 関連)	
2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要な措置があると認めることは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にじら		添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6 関連)	【変更なし】	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設受保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
	わかれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることがが定められていること。			
十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する実用炉規則第92条第1項第17号	実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】 1. 発電用原子炉施設に係る保安に關し、必要な記録を適正に作成し、管理すること。 それが定められていること。 その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。 2. 實用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に關すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。 3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	（記録） 第133条 （報告） 第134条 （原予炉主任技術者の職務等） 第10条	【変更なし】 【変更なし】 【変更なし】 【変更なし】	
十八 発電用原子炉施設	実用炉規則第92条第1項第18			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設受保安規定への記載内容	
		原子炉施設の施設管理 【発電用原子炉施設の施設管理】	記載すべき内容
の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること）並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること（長期施設管理方針を含む。）。	1. 施設管理方針、施設管理目標及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（番号（原規規第191122357号－7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められること。	(巡視点検) 第14条 (施設管理計画) 第120条	【変更なし】 【変更なし】
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針）	第120条の6 【変更なし】	
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	添付6 長期施設管理方針（第120条の6関連） 【変更なし】	
	4. 実用炉規則第9・2条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第8・2条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第8・2条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の	【手続きに関する事項であり保安規定には記載なし】	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設受保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	記載すべき内容	
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されること。	添付6 長期施設管理方針(第120条の6関連) 【変更なし】			
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	(使用前事業者検査の実施) 第120条の4 【変更なし】 (定期事業者検査の実施) 第120条の5 【変更なし】			
7. 燃料体に関する定期事業者検査として、基幹予定の照射された燃料のうちから選定したもののが健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	(燃料の検査) 第96条 【変更なし】			
十九 保守点検を行った保安管理者から得られた保安に関する技術情報について他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。	実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者がから得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	(施設管理計画) 第120条 【変更なし】	
二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下このもの及び第三項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。	実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリへの登録等に必要な事項	(品質マネジメントシステム計画) 第3条 【変更なし】 (品質マネジメントシステム計画) 第3条 【変更なし】	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
二十一　その他発電用原子炉施設に係る保安に 関し必要な事項	が定められていること。 実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】			
	1. 日常のQMSに係る活動 の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に關し必要な事項を 定めていること。	(目的) 第1条 【変更なし】		
	2. 保安規定を定める「目 的」が、核燃料物質、核燃 料物質によって汚染された 物又は発電用原子炉による 災害の防止を図るものとし て定められていること。	(目的) 第1条 【変更なし】		

補足説明資料－1

高浜発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

(減容 B P 運搬用容器の構内運搬時における一時的な管理区域および被ばく線量評価等に関する補足説明)

関西電力株式会社

減容B P運搬用容器の構内運搬時における一時的な管理区域について

1. 管理区域設定における基準

(1) 技術基準規則

第八条（立入りの防止）

第1項：工場等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵、
扉その他の人の侵入を防止するための設備を設け、かつ、管理区域で
ある旨を表示しなければならない。

(2) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

第二条（定義）

第2項：この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各
号に定めるところによる。

四 「管理区域」とは、炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設
等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量※を超える、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれているものを除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超える、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

※ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量
限度等を定める告示

第一条（管理区域に係る線量等） 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二条第二項第四号の原子力規制委員会の定める線量、濃度又は密度は、次のとおりとする。

- 一 線量については、三月間につき一・三ミリシーベルト
- 二 濃度については、三月間についての平均濃度が第六条（放射線業務従事者に係る濃度限度）第一号から第四号までに規定する濃度の十分の一
- 三 密度については、第四条（表面密度限度）に規定する表面密度限度の十分の一

第七十八条（管理区域への立入制限等）

第1項：法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域にお

いてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 管理区域については、次の措置を講ずること。
 - イ 壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。
 - ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
 - ハ 床、壁その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。
- ニ 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

2. 減容 B P 運搬用容器の構内運搬時における一時的な管理区域

減容 B P 運搬用容器の設計においては、汚染された物の線量当量率に係る構内運搬基準の「容器表面が 2mSv/h 以下」及び「容器表面から 1 メートルの距離が $100\mu\text{Sv/h}$ 以下」のうち、容器表面から 1 メートルの距離の線量当量率が $100\mu\text{Sv/h}$ を超過することから、減容 B P 運搬用容器の構内運搬においては、原子炉施設保安規定第 105 条の 2 に基づき一時的な管理区域を設定することとしている。なお、保安規定 105 条の 2（管理区域の設定・解除）の運用で必要な様式は、社内標準に規定している。

具体的な一時的な管理区域の設定は、表 1-1 及び表 1-2 の通りであり、恒常の管理区域と同様の管理である。

【表 1-1 一時的な管理区域設定での対応内容】

基準項目	一時的な管理区域の対応内容	備考（恒常の管理区域での管理）
炉規則第二条	構内運搬に使用する道路において、あらかじめ管理区域の線量基準である $1.3\text{mSv}/3$ ヶ月を満足する区域を評価し、実際には、ロープ等で管理区域を区画し、一時的な管理区域の設定・解除しながら運搬する	建屋にて $1.3\text{mSv}/3$ ヶ月を満足する区画を設定している
	汚染された物は運搬用容器内に封入し、容器外に散逸させることがないことから、空気中の放射性物質の濃度の管理は不要としている	汚染のおそれのない管理区域では、空气中の放射性物質の濃度の管理は不要としている
炉規則第七十八条 第1項、一、イ項 (技術基準規則第八条)	ロープ等で管理区域を区画する他、標識を設けることによって他の場所と区別する。また、放射線業務従事者以外の者が管理区域内に立ち入らないよう人を配置して監視・管理する。なお、減容 B P 運搬用容器が通過後、管理区域に係る線量を満足できることを確認し、一時的な管理区域を解除する	建屋内にて管理区域を区画する他、標識を設けることによって他の場所と区別する。また、放射線業務従事者以外の者が管理区域内に立ち入らないよう人を配置して監視・管理する。なお、減容 B P 運搬用容器が通過後、管理区域内に立ち入らないよう管理している
	飲食及び喫煙の禁止	管理区域内での飲食及び喫煙を禁止している
炉規則第七十八条 第1項、一、ロ項	床、壁等の表面密度	汚染された物は運搬用容器内に封入し、容器表面の汚染密度が基準を下回ることから、区域内での表面汚染密度の管理は不要としている
炉規則第七十八条 第1項、一、ハ項	物品持出時の表面密度	汚染された物は運搬用容器内に封入し、容器表面の汚染密度が基準を下回ることを建屋内で確認した上で屋外に搬出する
炉規則第七十八条 第1項、一、ニ項		汚染のおそれのある管理区域外に物品を搬出する際は容器表面の汚染密度を基準を下回ることを確認している

【表 1・2 一時的な管理区域設定に係る基準と保安規定・社内標準の関係】

基準項目	保安規定	社内標準(原子力発電所 放射線・化学管理業務要綱)	
炉規則第二条 管理区域境界の線量 管理区域の空気中の放射性物質の濃度	【105 条の 2 第 5 項】 設定または解除に当たって、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。	【第 2 編第 2 章第 2 節 5.(3)】 「一時的な管理区域」を設定または解除する場合は、決められた様式を作成する。	
炉規則第七十八条 第 1 項、一、イ項 (技術基準規則第八条)	立入りの防止	【105 条の 2 第 2 項】 管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。 【108 条 第 3 項】 許可しない者を管理区域内に立ち入らせない措置を講じる。	【第 2 編第 2 章第 3 節 1.(1)】 管理区域を壁、柵等により区画するとともに炉規制法上の標識を設け、明らかに他の場所と区別する。
炉規則第七十八条 第 1 項、一、ロ項	飲食及び喫煙の禁止	【109 条】 管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。 ・放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食および喫煙をしないこと。	【第 2 編第 3 章第 3 節 1.(1)】 管理区域へ立ち入る者に次の事項を遵守させるための措置を講じる。 a. 内部被ばく防止のため、管理区域内での飲食および喫煙を禁止する。
炉規則第七十八条 第 1 項、一、ハ項		【116 条 第 1 項】 管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。 【106 条 第 1 項】 管理区域を次のとおり区分することができる。 ・表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下、「汚染のおそれのない管理区域」という。）	【第 2 編第 9 章第 2 節 3.(1)】 物品の持ち出しの申請に基づき、持ち出される物品の表面汚染密度が「汚染管理に係る表面汚染密度の運用基準」に定める値以下であることを放射線測定器により確認し、物品の持出しを承認する。 【第 2 編第 9 章第 3 節 1】 持ち出しの原則を取り決めている。ただし、次項以降に定める場合は、この限りでない。【2.(6)】 汚染のおそれのない管理区域から持ち出す場合 【第 2 編第 12 章】 請負会社の放射線管理に、作業計画の承認、物品の移動について取り決めている。
炉規則第七十八条 第 1 項、一、ニ項	物品持出時の表面密度		

【高浜発電所原子炉施設保安規定抜粋】

(管理区域の設定・解除)

第 105 条の 2 管理区域は、添付 4 に示す区域とする。

2. 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。

3. 放射線管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。

4. 放射線管理課長は、添付 4 における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定期エリアにおいて、表 105 の 2 に示す作業を行う場合は、3 ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除に当たっては、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。

【4 項は、表 105 の 2 の定常的な作業に対して適用】

5. 放射線管理課長は、第 4 項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除に当たって、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

【5 項は、4 項の定常的な作業以外に対して適用：減容 BP の運搬等に対して適用】

6. 放射線管理課長は、第 5 項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、放射線管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。

—中略—

表105の2

タンク点検等	監視カメラ点検等
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業
バルブ点検等	清掃作業
配管点検等	建物補修
ケーブル点検等	搬出入作業
空調点検等	物品の仮置
計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業

減容 B P 運搬用容器の運搬経路と一時的な管理区域設定・解除について

- 現時点で想定される運搬経路を以下に示すが、最終的には、構内運搬実施時期における発電所内作業状況によって経路を決定する。
なお、減容 B P 運搬用容器の運搬では、一部、アクセスルートを使用することになるが、運搬時に S A が発生した場合においても、速やかにアクセスルート外に減容 B P 運搬用容器を運搬することが可能である。(図 1 参照)
- 減容 B P 運搬用容器の積載した車両周辺の経路を一時的な管理区域に設定し、1号機及び 2号機原子炉補助建屋(燃料取扱建屋)から B 蒸気発生器保管庫までの間、車両の移動に伴って順次一時的な管理区域の設定・解除しながら運搬することとしているが、最終的には、構内運搬実施時期における発電所内作業状況によって詳細を決定することとしている。(図 2,3,4 参照)

一時的な管理区域境界の範囲、区画方法、立入制限方法及び監視人の配置について計画し、社内標準に定められた様式に設定範囲を添付して一時的な管理区域の設定及び解除の手続きを行う。(表 1 及び図 5 参照)

表 1 一時的な管理区域の計画及び実施

	計画段階	実施段階
社内標準	【社内標準: 第2編第2章第2節7.(1)】放射線作業等により管理区域に変更が生じるおそれのある場合、一時的な管理区域の設定または解除の要否について、施工図等により検討。	【社内標準: 第2編第2章第2節5.(3)】一時的な管理区域を設定または解除する場合は、定められた様式を作成する。
補足説明	一時的な管理区域境界の範囲、区画方法、立入制限方法及び監視人の配置について計画する。	区域の変更の都度、設定及び解除を定められた様式を用いて手続きする。 様式には、一時的な管理区域の設定範囲を添付する。

※ 「社内標準」は、「原子力発電所 放射線・化学管理業務要綱」

※ 定められた様式は、図 5 に示す。

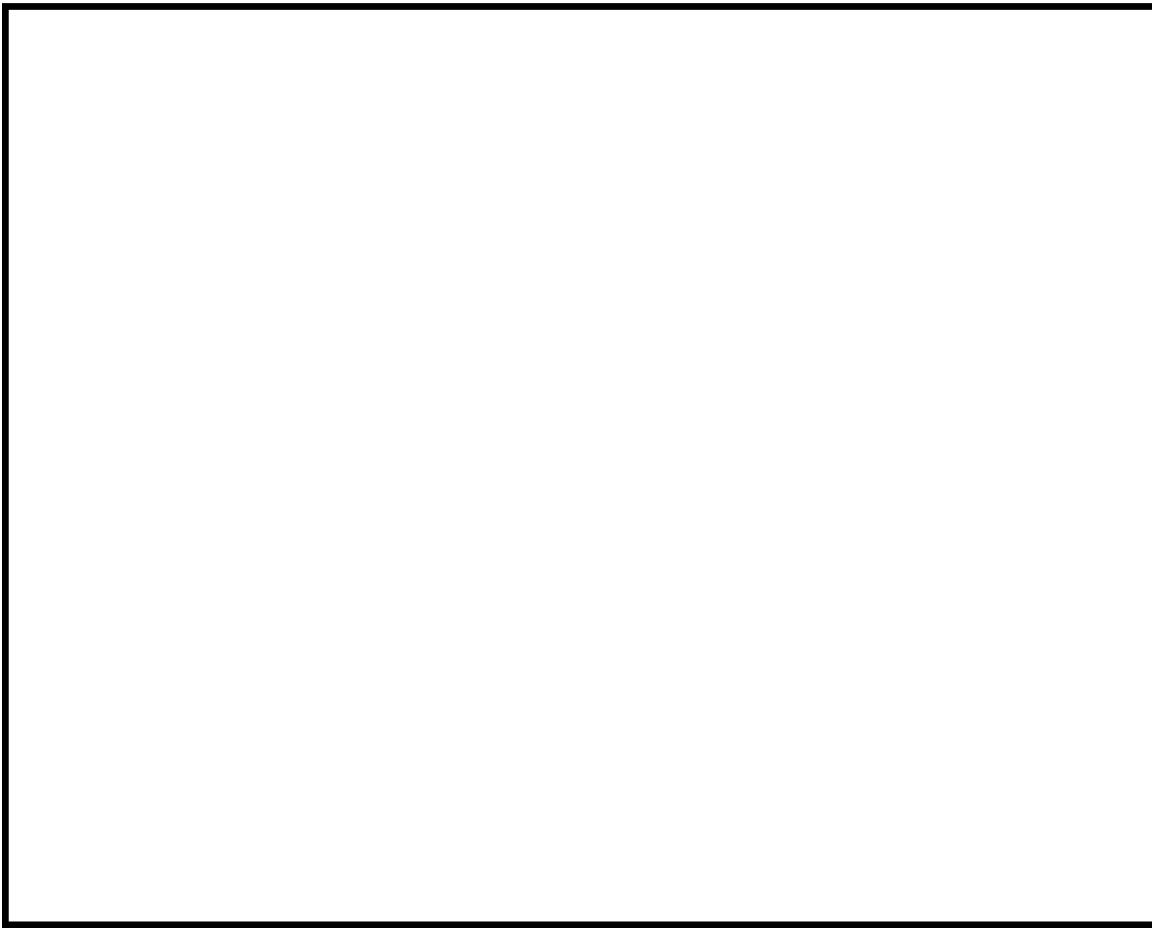


図 1 減容 B P 運搬用容器の運搬経路

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

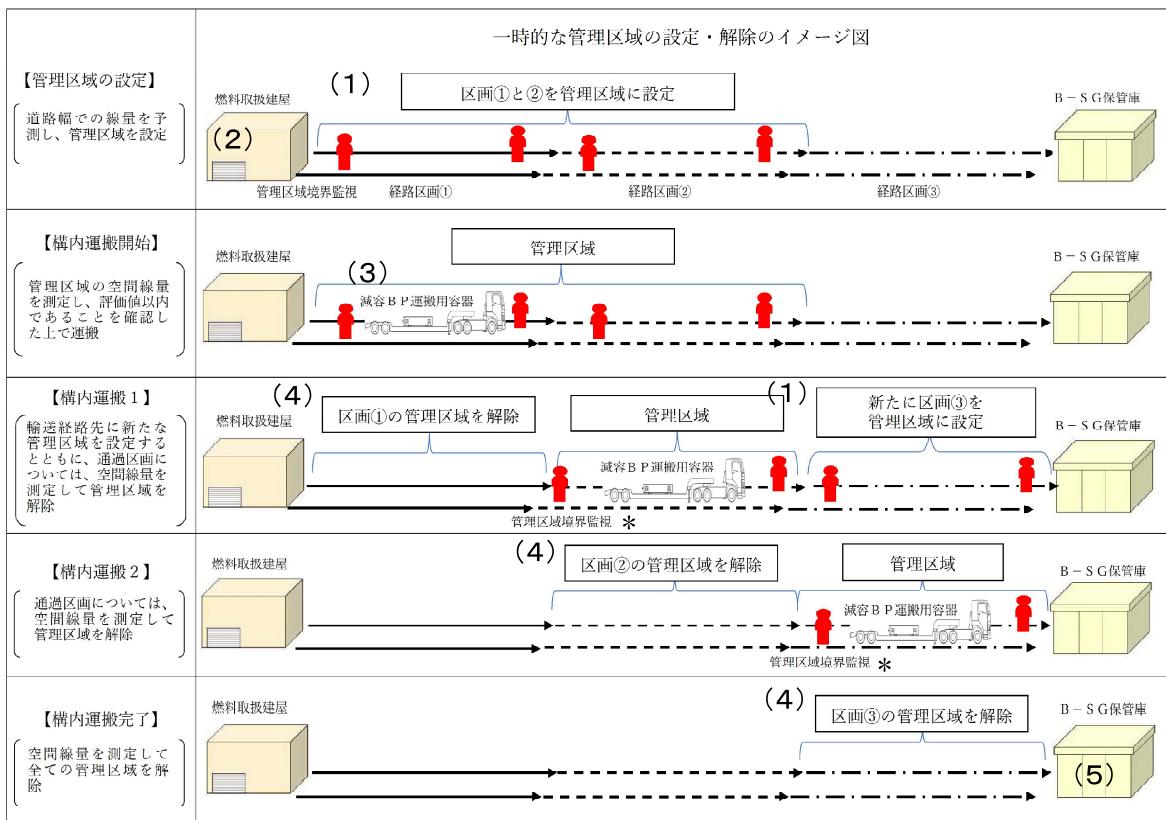


図2 一時的な管理区域の設定・解除のイメージ

*：道路のカーブ等で見通しの悪い場所には、必要に応じて管理区域境界監視の強化（追加配置）を行う

減容B-Pの運搬・保管作業時の一時的な管理区域の設定・解除に係る責任所管

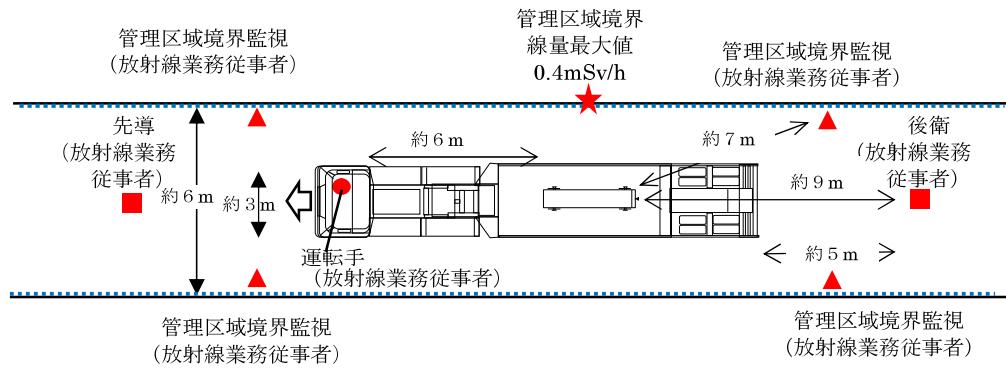
図中番号	責任箇所の長	主な実施内容	関連条文
(1)	放射線管理課長	一時的な管理区域を設定 ^① する。必要な管理を行う。（立入りの防止（監視員の配置）について、(3)に記載）	第105条の2第2項、第5項、第106条第1項、第4項、第108条第3項、第109条、第112条第2項、第116条第1項
(2)	原子燃料課長	汚染の広がりを防止する措置を講じるために減容B-Pを運搬用容器へ収納後、使用済燃料ピットから運搬用容器を移動させる。	第100条の2第1項
	放射線管理課長	運搬用容器の汚染密度を測定する。	第100条の2第7項
(3)	放射線管理課長	監視員を配置 ^② し、放射線業務従事者以外の管理区域への立入りを防止する。	第108条第3項

	原子燃料課長	作業時に、予期しない汚染を発生させた場合 または発見した場合は、放射線管理課長に連絡し、応急措置等を講じる。	第 113 条
	放射線管理課長	緊急時に必要な場合、一時的な管理区域を設定する。	第 105 条の 2 第 6 項
(4)	放射線管理課長	一時的な管理区域を解除 ^{*3} する。	第 105 条の 2 第 5 項
(5)	放射線管理課長	運搬が完了した運搬用容器を保管する。 巡視による点検を行う。保管量を確認する。	第 100 条の 2 第 1 項、 第 3 項

* 1 : 第 105 条の 2 第 5 項によりあらかじめ所長の承認を得る。

* 2 : 監視員は原子燃料課長が調達し、放射線管理課長の指揮下に入る。

* 3 : 第 105 条の 2 第 5 項によりあらかじめ所長の承認を得る。



----- : 一時的な管理区域境界
管理区域境界は、ロープ等で区画し、管理区域内に放射線業務従事者以外の者が一時的な管理区域に立ち入らないよう監視・管理する

- 一時的な管理区域を設定して運搬
- 管理区域境界は、ロープ等で仕切り、放射線業務従事者以外の者の立入りを制限する。
- 放射線業務従事者は、線量計を携行して被ばくを管理する。
- S A 発生時には、車両を速やかに移動させる。(一時的な管理区域は、保安規定第 105 条の 2 第 6 項に基づき、設定・解除が可能である。)

図 3 構内運搬のイメージ（平面図）

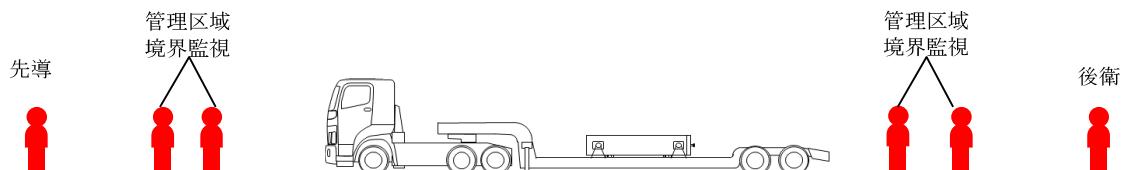


図 4 構内運搬のイメージ（立面図）

原子力発電所 放射線・化学管理業務要綱

様式例

一時的な管理区域 設定 指定票
解除番号 -
年月日

原子炉主任 技術者※	所長	原子力 安全統括	副所長	運営 統括長	安全・防 災室長	放射線管理課			
						課長	係長	班長	係

『実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則』第78条に基づき、管理区域を下記のとおり設定／解除する。

場 所			設定年月日	年 月 日 時
			解除予定年月日	年 月 日 時
区 分			解除年月日	年 月 日 時
測 定 結 果	1. 外部放射線に係る線量当量率	:最大	mSv/h	
	2. 空気中の放射性物質濃度	:最大	Bq/cm ³	
	3. 表面汚染密度	:最大	Bq/cm ²	
理 由				
注 意 事 項				
添 付 書 類				
通 知 先				

※:廃止措置段階の原子炉施設は、廃止措置主任者

図 5 一時的な管理区域の設定・解除指定票

一時的な管理区域境界の線量について

線量評価において、立入りを制限する一時的な管理区域境界付近では 0.4mSv/h となるが、実用炉規則の「 1.3mSv/3月 」以下を満足するよう管理することが可能である。

○運搬時における一時的な管理区域境界での線量評価例

下図のとおり、運搬車両（線源）と評価点が最短距離の際の線量値が 0.4mSv/h （最大）となり、車両が左右に離れた場合は線量が低下するが、保守的に線量率が下がらないものとして評価した。（図 1 参照）

運搬時における一時的な管理区域境界での線量評価は、
 $0.4\text{mSv/h} \div 60\text{ 分} \times 1\text{ 分}$ （車両運搬時間） $\times 14\text{ 回}$ （運搬回数） $\approx 0.1\text{mSv}$
 となり、実用炉規則の「 1.3mSv/3月 」以下を満足する。

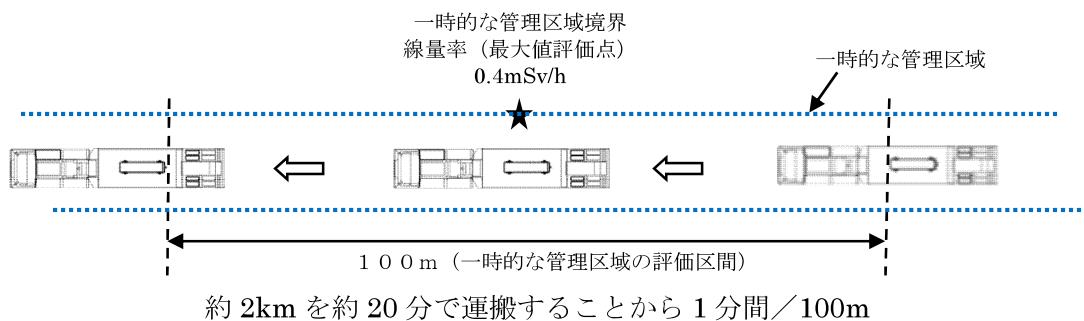


図 1 運搬時における一時的な管理区域イメージ

減容BP運搬用容器の構内運搬、収納作業、点検作業における被ばく線量評価について

		B-SG保管庫内の収納作業	B-SG保管庫内の点検作業
大型トレーラに減容BP運搬用容器(1基)を積載、ワイヤーにて固定	構内運搬	ワイヤーロープにより固定 約3m 約27t 約18m	1回の頻度で、B-SG保管庫内の、減容BP運搬用容器等の保管状況を確認する。 1週間に1回の頻度で、ワイヤー式ワインチ(又は、使用可能な場合は、自走可能な電動チルローラー)にてB-SG保管庫内に収納する。
トレーへの積み付けのイメージ	作業内容	トレーへの積み付けのイメージ	トレーへの積み付けのイメージ
管理区域 境界監視 先導 約6m 約3m 約18m 後衛 約7m 約2m 約9m 内道路 一時管理区域をロープ等で区画	構内運搬のイメージ	構内運搬のイメージ	構内運搬のイメージ
管理区域 境界監視 先導 約6m 約3m 約18m 後衛 約7m 約2m 約9m 内道路 一時管理区域をロープ等で区画	被ばく線量率 評価結果 線量基準 参考	放射線業務従事者 容器表面 約6m 0.015mSv/h 通過1分間 — 作業回数 14回 約0.4人·mSv (運転手0.07+境界監視0.25+先導後衛0.065=0.34) [0.015×1.5×60×14]+[0.07×1.5×60×14] 1.3mSv/3ヶ月 —	放射線業務従事者 容器表面 約7m 0.011mSv/h 約20分 (トレーラの前行走10km/h×移動距離約2km=12分) 管理区域 運転手1名 先導1名、後衛1名 4人 (容器取扱者) 14回 約45人·mSv (1.6×30÷60×4×14=44.8) [1.6×30÷60×1.5×14]+[0.011×1.5×60×14] 1.3mSv/3ヶ月 —
被ばく線量率 評価結果 線量基準 参考	被ばく線量率 評価結果 線量基準 参考	被ばく線量率 評価結果 線量基準 参考	被ばく線量率 評価結果 線量基準 参考

高浜発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料
(上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針)

関西電力株式会社

目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書（本文、添付資料八）の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

（1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2. 2. 1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

（2）保安規定の記載方針

（1）項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示や多様性拡張設備等に相当する部分の記載は任意とする。

② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて2次文書他に記載する。

また、2次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。

③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2および添付3に記載する。

④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者および行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

（3）その他

① 工事計画の対応において抽出された運用に係る事項については、別途資料「工認で抽出された運用内容整理」で整理する。

② 本資料については、設置変更許可申請書の変更箇所に対して保安規定および社内標準へ反映すべき運用事項を網羅的に整理している。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明内容
設置変更許可申請書 【本文】	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。 ○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。
設置変更許可申請書 【添付書類】	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。 ○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「<u>黒字（青下線）</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。（ただし、下記に示す「<u>黒字（赤下線）</u>」箇所と重複する場合は、<u>青下線</u>は引かない） ○「<u>黒字（赤下線）</u>」により、今回の保安規定申請に係る変更箇所を示す。
社内規定文書	記載の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書（2次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
	該当規定文書
	○該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。
	記載内容の概要
	○関連する社内規定文書（2次文書）の具体的な記載内容を記載する。

※：設置変更許可申請書【本文】及び【添付書類】については、1号炉を代表で示す。

設置変更許可申請書【添付書類】		設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】
		2022.12.21許可時点	2022.12.21許可時点
ト、放射性廃棄物の処理施設 構造及び設備 A. 1号炉	7. 放射性廃棄物の処理施設 7.3 固体廃棄物処理設備 7.3.1 概要 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	(3) 固体廃棄物の処理設備 (i) 構 造 また、蒸気発生器の取替えに伴い 取り外した蒸気発生器等、原子 炉容器上部の取替えに伴い取 り外した原子炉容器上部ふた基 等及び減容したバーナブルボイズン は必要に応じて汚染拡大防止対策を 講じるとともに、減容したバーナ ブルボイズンは、遮蔽機能を有する鋼 製の保管容器に収納し、発電所内 の蒸気発生器保管庫に貯蔵保 管する。外周コンクリート壁一部 撤去に伴い発生したコンクリー ト、鉄筋及び埋め込み金物、並び に蒸気発生器の取替えに伴い発生 したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物 等は、汚染拡大防止対策を講じて、 設置を行った発電所内の外部遮 蔽壁保管庫に貯蔵保管する。 (ii) 廃棄物の処理 また、蒸気発生器の取替えに伴い取 り外した蒸気発生器等、原子 炉容器上部の取替えに伴い取 り外した原子炉容器上部ふた基 等及び減容したバーナブルボイズン は、所要の遮蔽設計を行った発電 所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保 管する。外周コンクリート壁一部 撤去に伴い発生したコンクリー ト、鉄筋及び埋め込み金物、並び に蒸気発生器の取替えに伴い発生 したコンクリート等は、所要の遮 蔽設計を行った発電所内の外部遮 蔽壁保管庫に貯蔵保管する。	第100条の2 各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に 応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯 蔵する。または保管する。 (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた基等及び原 子炉容器上部ふたの取替えに伴い取 り外した原子炉容器上部ふた基 等及び減容したバーナブルボイズン は必要に応じて汚染拡大防止対策を 講じるとともに、減容したバーナ ブルボイズンは、遮蔽機能を有する鋼 製の保管容器に収納し、発電所内 の蒸気発生器保管庫に貯蔵保 管する。外周コンクリート壁一部 撤去に伴い発生したコンクリー ト、鉄筋及び埋め込み金物、並び に蒸気発生器の取替えに伴い発生 したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物 等は、汚染拡大防止対策を講じて、 設置を行った発電所内の外部遮 蔽壁保管庫に貯蔵保管する。
7.3.2 設計方針 また、蒸気発生器の取替えに伴い 取り外した蒸気発生器等、原子 炉容器上部ふたの取替えに伴い取 り外した原子炉容器上部ふた基 等及び減容したバーナブルボイズン は、所要の遮蔽設計を行った発電 所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保 管する。外周コンクリート壁一部 撤去に伴い発生したコンクリー ト、鉄筋及び埋め込み金物、並び に蒸気発生器の取替えに伴い発生 したコンクリート等は、所要の遮 蔽設計を行った発電所内の外部遮 蔽壁保管庫に貯蔵保管する。	第100条の2 各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に 応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯 蔵する。または保管する。 (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉保修課長が汚染 拡がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫 に保管する。ただし、このうち3号炉および4号炉については、原機械工事グループ に伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、土木建築課 課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出 に伴い除去したコンクリートの搬出費用については、土木建築課課長 が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が 蒸気発生器保管庫に保管する。		
7.3.3 廃棄物の管理 （放射性固体廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性固体廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性固体廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性固体廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。
7.3.4 計算方針 （放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。
7.3.5 実施方針 （放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。
7.3.6 実施方針 （放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。
7.3.7 実施方針 （放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。
7.3.8 実施方針 （放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。
7.3.9 実施方針 （放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。
7.3.10 実施方針 （放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。	（放射性廃棄物の管理） 第7.1図を変更する。第7.1図以外 は変更前の「7.3.1概要」の記載に 同じ。

設置変更許可申請書【本文】		設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定
設置変更許可申請書【本文】	2022.12.21許可時点	記載すべき内容	記載の考え方
該当規定文書	該当規定文書	記載内容の概要	
		<p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限することとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関する知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p>	<p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内第106条第1項(1)に定める区域内に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力 <u>蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルボイズンを十分貯蔵保管する能力を有する。</u> <u>外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</u></p>

※：設置変更許可申請書【本文】及び【添付書類】については、1号炉を代表で示す。

設置変更許可申請書【本文】 2022.12.21許可時点	設置変更許可申請書【添付書類】 2022.12.21許可時点	原子炉施設保安規定	
		記載すべき内容	記載の考え方
		該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
7.3.3 主要設備 (12) 蒸気発生器保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、貯設） 蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器、並びに原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の遮蔽室したがってバーナブルボイズンを貯蔵保管する能力を有する。 本保管庫は、所要の遮蔽設計を行い、耐震Cクラスとして設計するとともに、準拠する法令、規格、基準を満足するよう設計する。 本保管庫の平面図及び断面図を第7.3.12図及び第7.3.13図に示す。 (第7.3.12図及び第7.3.13図は変更前の記載に同じ。) (13) 外部遮蔽保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、貯設） 外部遮蔽保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、筋筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。 本保管庫は、所要の遮蔽設計を行い、耐震Cクラスとして設計するとともに、準拠する法令、規格、基準を満足するよう設計する。 本保管庫の平面図及び断面図を第7.3.14図に示す。 (第7.3.14図は変更前の記載に同じ。)			

設置変更許可申請書【本文】 2022.12.21許可時点	設置変更許可申請書【添付書類】 2022.12.21許可時点	原子炉施設保安規定	
		記載すべき内容	記載の考え方
		該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
7.3.4 主要仕様	7.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様		
第7.3.1表 第7.3.1表を変更する。第7.3.1表以外は変更前の「7.3.4主要仕様」の記載に同じ。	(8) 蒸気発生器保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） A.蒸気発生器保管庫 面積 約600m ² 型式 地上式鉄筋コンクリート造 保管対象物 取り外した蒸気発生器3基等、取り外した原子炉容器上部ふた2基等 B.蒸気発生器保管庫 面積 約600m ² 型式 地上式鉄筋コンクリート造 保管対象物 取り外した蒸気発生器3基等、取り外した原子炉容器上部ふた2基等、誠容したハーナブルボイズン		
第7.3.4 主要仕様	(9) 外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 面積 1階 約2,400m ² 2階 約2,400m ² 型式 地上式鉄筋コンクリート造 保管対象物 外周コンクリート壁一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋込み金物等の保管容量約8,300m ³ (1)～(7)及び(10)は変更前の記載に同じ。)		

高浜発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

(上流文書（設計及び工事計画）から保安規定への記載方針)

関西電力株式会社

目 次

1. 基本設計方針他に記載された運用事項の整理

2. 保安規定への反映フォーマットの説明

1. 基本設計方針他に記載された運用事項の整理

(1) 本資料の構成について

今回の整理では、要目表、基本設計方針及び添付説明書にて記載された運用要求事項は、条文毎にそれぞれ対応する記載を横並びで整理する。

(2) 運用要求事項の抽出方法及びその結果について

今回の整理における運用要求の抽出は、要目表、基本設計方針及び添付資料をそれぞれに対して以下のステップで実施した。

①運用要求の抽出

要目表、基本設計方針及び添付資料における運用要求の抽出は、以下の手順で実施した。抽出のフローを図1に示す。

Step1^{*1}：基本設計方針については、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に規定する「様式－8」^{*2}にて逐条的に整理された基本設計方針のうち、要求種別が「運用要求」と整理された基本設計方針条文の抽出を行う。

Step2^{*1}：Step1にて要求種別が「運用要求」以外と整理された基本設計方針条文、要目表及び添付資料において「保安規定に定める」等と記載され、かつ設計所管が運用で担保する事項であると判断した箇所の抽出を行う。

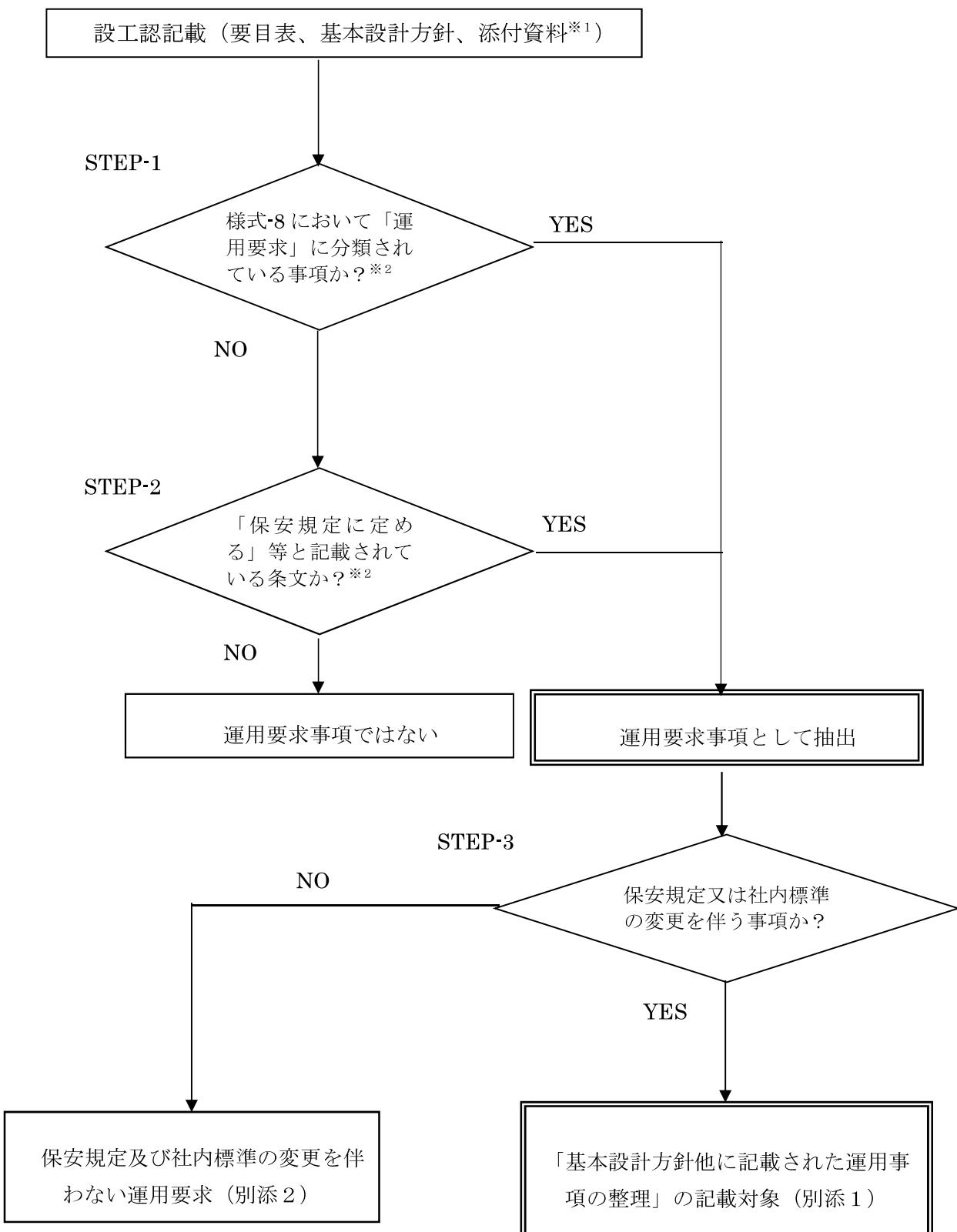
Step3：今回の変更（補正含む）申請に含まれる運用事項に関する条文の変更を示す観点から、保安規定変更（補正含む）申請の前後で、保安規定または社内標準の変更を伴うものを「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」としてまとめた。また、変更を伴わないものは別リストとした。

※1 運用としての変更の有無に関わらず抽出

※2 様式－8：基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表

上記の抽出フローに基づいて抽出された運用に対し、関連する保安規定、社内標準及び社外標準の具体的記載案を整理した。

結果については、別添1「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」及び別添2「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」にまとめた。



※1 設工認の申請方法（号機寄せ）により、関連する他号炉の添付資料も含む。

※2 運用としての変更の有無に関わらず抽出する。

図1 基本設計方針抽出フロー

2. 保安規定への反映フォーマットの説明

項 目	説 明 内 容
基本設計方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「黒字」により、基本設計方針の内容を記載する。 ○ 「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書等）に反映すべき内容を明確にする。 ○ 「様式条文」にて様式-8における技術基準規則条文を示す。 ○ 「施設区分」にて設計及び工事計画変更認可申請書における施設区分を示す。
説明資料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「黒字」により、説明資料の内容を記載する。 ○ 「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書等）に反映すべき内容を明確にする。 ○ 説明書番号／記載ページにて設計及び工事計画変更認可申請書（説明書）における説明書番号及び記載ページを示す。
原子炉施設保安	記載すべき内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「<u>黒字（赤下線）</u>」により、今回の保安規定変更認可申請に伴う保安規定変更箇所を明確にする。
社内規定文書	記載の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「保安規定（内容）」の補足説明を示す。
	該当規定文書
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当する社内規定文書（2次文書等）を記載する。
	記載内容の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社内標準における具体的記載案を示す。

別添1：「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」

原原子炉施設保安規定 社内規定文書						
記載内容の概要	該当規定文書	該当規定文書	記載内容	記載の考え方	記載すべき内容	
第 40 条 様式 文書区分 施設区分 基本設計方針 説明書番号 / 記載へ - ソ 説明書記載	第 2 章 個別項目 1. 廃棄物処理設備、廃棄物貯蔵設備等 〔中略〕 1. 2 廃棄物貯蔵設備 〔中略〕	— — — — —	(放射性固体廃棄物の管理) 第 1.0.0 条の 2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1 または保管する。	・ 1 号炉および 2 号炉の減容したバーナブルボイズンおよび 1 号炉の蒸気発生器取替えならびに 3 号炉および 4 号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物等の汚染防止措置、保管等について記載する。 〔中略〕 (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等に伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放熱線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。ただし、このうち 3 号炉および 4 号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3 号炉および 4 号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの難固め廃棄物について、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放熱線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。また、1 号炉および 2 号炉の減容したバーナブルボイズンは、原子燃料課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放熱線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。	・ 放射性廃棄物管 理通達 ・ 原子力発電所 放射線・化学管 理業務要綱 ・ 高放射線電所 放射線管理業 務所則	・ 放射性廃棄物管 理通達 ・ 原子力発電所 放射線・化学管 理業務要綱 ・ 放射線電所 放射線管理業 務所則
基本設計方針	基本設計方針	説明書番号 / 記載へ - ソ	説明書記載	記載の考え方	記載すべき内容	
第 40 条 様式 文書区分 施設区分 基本設計方針 説明書番号 / 記載へ - ソ 説明書記載	第 2 章 個別項目 1. 廃棄物処理設備、廃棄物貯蔵設備等 〔中略〕 1. 2 廉棄物貯蔵設備 〔中略〕	— — — — —	(放射性固体廃棄物の管理) 第 1.0.0 条の 2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1 または保管する。	・ 1 号炉および 2 号炉の減容したバーナブルボイズンおよび 1 号炉の蒸気発生器取替えならびに 3 号炉および 4 号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物等の汚染防止措置、保管等について記載する。 〔中略〕 (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等に伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放熱線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。ただし、このうち 3 号炉および 4 号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3 号炉および 4 号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの難固め廃棄物について、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放熱線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。また、1 号炉および 2 号炉の減容したバーナブルボイズンは、原子燃料課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放熱線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。	・ 放射性廃棄物管 理通達 ・ 原子力発電所 放射線・化学管 理業務要綱 ・ 高放射線電所 放射線管理業 務所則	・ 放射性廃棄物管 理通達 ・ 原子力発電所 放射線・化学管 理業務要綱 ・ 放射線電所 放射線管理業 務所則
基本設計方針	基本設計方針	説明書番号 / 記載へ - ソ	説明書記載	記載の考え方	記載すべき内容	

別添2：「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」

基本設計方針		説明資料		原子炉施設保安規定			
様式 条文	施設 区分	基本設計方針	説明書番号 ／記載ページ	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要		
第40条	放射性廃棄物の廃棄施設	第2章 個別項目 1. 廃棄物処理設備、陸棄物貯蔵設備等 1. 1 廃棄物処理設備	資料7 放射性廃棄物運搬用容器の構内運搬時における一時的な管理区域 資料の放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱余去についての計算書 /T1-添7-10	4. 2 減容B P運搬用容器の構内運搬時に定める表面汚染度限度の10分の1を超えないことを確認する。 〔中略〕	第100条の2 (放射性固体廃棄物の管理) 〔中略〕	既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を伴わない。 ・既認可保安規定の運用に包含されない事項であり、記載変更を伴わない。 ・既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を伴ない。 ・既認可保安規定の運用に包含されない事項であり、記載変更を伴ない。	・放射線管理通達(2次文書)に組づく、從前社内標準の運用である事務を含め、記載変更を伴ない。 ・原子力発電所・化学管業業務要綱 ・高浜発電所放射線管理業務所則